

# 第 9 回

天王町・昭和町・飯田川町

合併協議会会議録

開催日 : 平成16年 1月23日

場 所 : 飯田川町公民館

## 第9回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成16年1月23日午後2時～2時58分
2. 場 所 飯田川町公民館
3. 出席した委員等
- |       |         |         |         |  |  |
|-------|---------|---------|---------|--|--|
| 会 長   | 石 川 光 男 |         |         |  |  |
| 第1号委員 | 千 田 鐵太郎 | 小 玉 久 男 |         |  |  |
| 第2号委員 | 後 藤 一 志 | 堀 井 克 見 | 千 田 正 英 |  |  |
|       | 赤 平 末次郎 | 小 林 友 明 | 大 澤 一 義 |  |  |
|       | 門 間 英 也 | 佐 藤 正 信 | 伊 藤 栄 悦 |  |  |
| 第3号委員 | 佐々木 吉 男 | 三 浦 トシ子 | 鈴 木 久米雄 |  |  |
|       | 館 岡 哲   | 南 都 武 男 | 淡 路 徹   |  |  |
|       | 伊 藤 義 弘 | 鈴 木 政 亞 | 小 玉 喜久子 |  |  |
| 第4号委員 | 山 口 博 司 |         |         |  |  |
4. 欠席した委員 な し
5. 出席した幹事等
- |           |           |           |         |  |  |
|-----------|-----------|-----------|---------|--|--|
| 幹 事 長     | 佐々木 嘉 一   |           |         |  |  |
| 副 幹 事 長   | 渡 邊 毅     | 間 杉 作 朗   |         |  |  |
| 幹 事       | 高 橋 利 雄   | 大 越 宏     | 鈴 木 司   |  |  |
|           | 門 間 鋼 悦   | 伊 藤 賢 志   |         |  |  |
|           | 鐙 利 行     | 千 種 肇     |         |  |  |
| 教 育 長     | 保 坂 廣治郎   | 小 林 洋     | 菊 地 紘   |  |  |
| 専 門 部 会 長 | 肥 田 野 耕 二 | 佐 々 木 博 信 |         |  |  |
| 事 務 局     | 幸 村 公 明   | 渡 辺 雅 人   | 菅 原 龍太郎 |  |  |
|           | 村 山 久 尚   | 他 5 名     |         |  |  |
6. 協 議 案 件
- (1) 協 議
- ・協議第15号 継続協議 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
  - ・協議第16号 継続協議 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
  - ・協議第32号 公共的団体等の取扱いについて
  - ・協議第33号 文化振興事業の取扱いについて
  - ・協議第34号 社会教育関係事業の取扱いについて
7. 次回開催日について

## 【協議内容】

### 司 会（事務局長 幸村）

皆様、本日は大変お忙しい中、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。

只今から、第9回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。開会にあたりまして、会長であります石川天王町長から、挨拶を申し上げます。

### 会 長（石川天王町長）

みなさん、今日は悪天候のところご出席を賜りまして大変ありがとうございました。年が明けて、今日で23日目となりましたが、改めて本年もよろしくお願い申し上げます。

さて、本協議会におきましては、昨年12月19日開催の第8回協議会において、それまで継続協議となっていた新市の名称、新市の事務所の位置、財産の取扱いの基本3項目について合意をし、さらには新市の庁舎建設を財政計画に組み込むことも確認致しました。3町合併に向けて大きな進展を見ましたことに対し、委員の皆様をはじめ関係各位に厚く感謝申し上げます。この基本3項目の合意を受けて新市の名称募集を行っており、今日現在415通の応募状況となっております。また、1月20日には3町2名ずつの委員による新市名称候補選定小委員会の初会合も開催され、2月11日の応募締切を待って、鋭意新市にふさわしい名称の絞り込みを行うこととしていることから、今後とも各種会議や有線、防災無線等を使いながらより多くの方々に応募を呼びかけて参りたいと存じております。

合併協議に対する住民の関心は、自分達の暮らしが今後どのようにしていくのかというところにあります。国保事業や介護保険事業、上下水道事業の取扱いなどに可能な限り町民に負担を強いることのないよう再三にわたり検討させているところであります。また、自治会、町内会活動更には福祉や環境などの活動に関わる人々がより結びつきを深めコミュニティ活動を推進できる環境づくりにも意を注ぎ、地域の一体感の醸成を図っていくことなども事務事業の重点事項として検討指示をしているところであります。合併協議においては、今後も調整項目に難を極めるものもあるかと思いますが、3町合併という大命題に向かって本協議会の前進を期していきたいと存じておりますので、委員各位のご協力とご理解をよろしくお願い申し上げます。

### 司 会（事務局長 幸村）

ここで、出席委員数の報告をさせていただきます。本日は21名の委員の皆様の出席を賜っておりまして、規約第10条第1項の規定により、本会議が成立したことをご報告致します。

また、委員の皆様にお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録を作成するため録音をしております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。

それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

### 会 長（石川天王町長）

それでは、本日の会議を進めます。会議録署名委員の指名ですけれども、本日の会議録署名委員は会議運営規程に基づき、飯田川町の鈴木政亞委員と飯田川町の小玉喜久子委員を指名致しますので、よろしくお願い申し上げます。

協議に入ります。協議第15号議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明を求めます。

### 説明者（事務局長補佐 菅原）

資料の1ページをお願い致します。継続協議となっております、協議第15号議会議員の定数及

び任期の取扱いについてでございます。参考資料と致しまして、4ページ、5ページに県内の先進地事例を記載してございます。以上でございます。

#### **会 長（石川天王町長）**

このことについて、委員の方々のご意見ご質問を求めます。

#### **館岡委員（昭和町）**

この件につきましては、前回私が話しましたけれども、まだ時期的に早いのではないかと指摘されましたので、そこで再度意見を述べさせていただきます。3万6千人ということで、大体定数は24人位がいいのではないかと話しました。任期につきましては、1年という意見を出しております。議事録にも記入されておるとは思いますが、こういう形で私は話しましたので、その後皆様の意見をということで話しましたところ、あまりなかったような感じが致しておりますが、この件につきましてよろしくお願ひしたいと思います。

#### **会 長（石川天王町長）**

前回もそうでありましたけれども、昭和町の館岡委員からは24人、1年ということでご意見がありましたけれども、その他にご意見があればお伺い致します。

#### **小玉委員（飯田川町）**

飯田川町の小玉喜久子です。今24人、1年というご意見を伺いました。私のお話しするのはあくまでも意見ですけれども、住民代表ということで最近新聞その他全国紙にも合併し、すでに特例を使った町の例も載ってしまっていて、いろいろ考えるに住民の気持ちとしては合併特例を使ってほしいという納得のいく理由を1つでも2つでも聞ければ、やはり合併特例は必要なんだというふうに納得がいくと思いますけれども、今の時点ではすっきりいったほうが、住民の気持ちとしてはいいのではないかとする感じが強いような気がします。私個人の意見としましても、メリット、デメリットはありますけれども、この合併協議会1つにしても初めてお会いする方たちが3分の2ですけれども、今まで住んだ旧町を引きずらないで新市のためにどうしたら住民が合併して本当によかった、やっぱり合併してよかったという気持ちになってもらえるかなと、それだけを考えて3町の議員さんたちが1つになって、今までもいろいろ議論してきましたので、その気になればすっきりスタートしてもできないことはないと思います。案外、旧町を引きずらないで新市のためにみんなの町ということで考えていくのには、特例なしでスタートするのもいいのではないかとこのふうにも考えております。

#### **会 長（石川天王町長）**

今、飯田川の小玉委員からは、特例を使用するにしても納得する理由が必要である。個人的には、在任特例はなしとするご意見でしたと思います。

その他に、ないでしょうか。

#### **鈴木委員（天王町）**

天王町の鈴木であります。私も前回の発言の経緯もありますので、引き続き改めて意見を述べてみたいと思います。私は、この前もお話をしましたように可及的速やかに実施してほしい、実施すべきだというのが私の意見であります。その理由の第1点は、そもそも今なぜ合併なのか原点に帰る訳であります。そのことにつきましては、私が今ここで申し上げる必要もないと思う訳であります。省略をしますけれども、そんなことで一応の道筋ができたという現時点では、合併の最大の目的であるメリットを十分に出していくべきだということが第1点であります。

更にもう1点は、もっとグローバルな意識改革が必要ではないかと思っております。どちらかと

いうと、今まで各町村においても、地元意識が非常に強く、逆に言うと地元でそういう議員が居らないと不利をきたす。逆に、議員がいる所はより早く街灯が付いたり、新しい道ができたりも具体的にはあったのかなというふうに思う訳であります。むしろ、この際3町の垣根を取り払う、あるいはその壁を取り除く努力が、今一番必要なのかなと思っております。3町が自分の地盤だと、手を挙げてがんばれる議員のみなさんに、私は新しいまちづくりを託したいと思っております。新しい革袋には、新しい酒が一番似合うと思います。多くの町民もまた、新しい酒を望んでいるのかなと思っておりますがどうでしょうか。以上であります。

#### **会 長（石川天王町長）**

天王の鈴木委員からは、可及的速やかにとの発言ですが、定数についてはご意見ありませんか。

#### **鈴木委員（天王町）**

定数もできる限り少なければよいと思いますが、以上は討論の余裕を残しておるところです。

#### **会 長（石川天王町長）**

具体の数字は言いませんが、できるだけ少ないほうがよいと、任期については可及的速やかにとのご意見でしたが、他にないでしょうか。

#### **淡路委員（昭和町）**

昭和町の淡路です。前回、すでに協議会だよりの中で、議会議員の定数及び任期の取扱いの中で、財政を健全化していくためには、早い時期に新たな定数でスタートすべきであり、在任特例期間はできれば1年以内、財政シミュレーションを踏まえ定数は22人というのが私の考え方です。参考までに第49回町村議会実態調査集計表というものに基づきまして、類似団体市町村の議会に係わる報酬等に関して、それをシミュレーションさせて頂きました。間違いがあれば後で訂正しなければなりません、およその数字を申し上げたいと思います。3万6千人の類似団体、市で考えた場合、仮に在任特例なしの場合は増額はゼロということであります。6ヶ月在任特例を置いた場合、約8千万位の増になり、1年の場合は大体その倍ぐらいになる、端数がだんだん切り上がってきますので、丸々2年使った場合は3億2千万円を超えるというふうに試算してみました。もし、私の計算が間違いであれば事務局のほうからご指摘頂きたいと思っております。そういうところを考えた場合、住民としては先ほど鈴木委員さんからもお話がございましたけれども、また小玉委員さんからもお話がございましたが、できるだけ財政の健全化を目指すためには、できるだけ速やかにと前回発言したとおりであります。そこら辺のところもやはり、この協議会でよくご協議頂いて、前回議員さんのほうから民意を新市にどのように反映していくか、というようなことでもう少し時間が必要であるというお話がございましたので、議員の方々のご意見もやはり伺えれば協議会も進むのではないかと思います。以上です。

#### **会 長（石川天王町長）**

今、淡路委員からは、類似団体の試算の数字を出して頂きました。それで、議員の人たちのご意見もお伺いしたいということでありましたけれども、それも含めてご意見をお願いしたいと思いません。

#### **小玉委員（飯田川町）**

その前に、さっき言い足りなかったのですけれども、最初からすっきりスタートした方が住民の行政に対する参加意識も自分達のまち、最初、合併ありきじゃなくてこれから自分達のまちを作るという意識ももちろん高まりますし、新しく町政を担っていく議員さんにしても責任感が案外、もっと高まるのではないかと思います。もうひとつ、これは一般論ですが合併特例というのは、自治

体が合併実現のため議会を説得するジョーカーだというふうな一般論もありますので、私はそれだけではないと思います。そういうことも踏まえて、特例があるから半分くらい使ってスタートするかというような安易でなく、住民が納得できる考えを示して頂いてそれを住民に知ってもらうことが大切だと思います。

**会 長（石川天王町長）**

それと、後ないでしょうか。

〔発言なし〕

**会 長（石川天王町長）**

今回は、飯田川町の伊藤義弘委員からは26人、2年は長すぎる中ほどでないかと、館岡委員からは先ほどもご発言があったように24人、1年、淡路委員からは22人、長くて1年、出来れば1年以内というご発言で、今日は小玉委員からは速やかにと、でも特例を使用する場合は町民が納得の行く理由付けが必要である。そして天王の鈴木委員は、定数は少ないほどよいが任期については可及的速やかにとこういうご意見が出ました。議会代表の方々からご意見がないようでございますが、どうすればよいでしょうか。議会は議会として、当然権利もありますし義務もあります。相当慎重に考慮しなければいけないとは思っていますけれども。

**佐藤委員（飯田川町）**

飯田川町の佐藤でございます。只今、住民代表の委員の方々から色々発言がございました。私は、議員の1人として、まず一言で言いますと我々はこの協議会に参画しまして、その後どういう基本計画等についてどう進めていくか、また、どう進められているのかということを考えますと、議員の立場としては特例期間を適用させて頂いてそれを見極めながら我々は行動をとりたくて、こういう基本的な考えでございます。ただいろいろ、今住民の方々が意見を述べられたことも我々は十分考えなければならぬと思いますが、期間は具体的には、我々の飯田川町の場合は議会で特別委員会を設置して協議をしています。ただ、期間は各町でいろいろ協議していると思いますが、それを今日の状況を持ち帰って再度検討したい。この特例期間については、我々も慎重に考えていきたい考えであります。その点、議会としては是非特例期間をそういう考え方の中で我々は行きたいので適用させて頂ければと、一言当面付け加えておきたいと思っております。

**会 長（石川天王町長）**

飯田川の佐藤委員からは、議会はチェック機関であるということ的前提にして、新市の建設計画、財政計画を見つめる責任もあるということであるから、住民代表のご意見を最も参酌しながらでも特例在任期間は是非必要であると、こういう考えを頂きました。その他にないでしょうか。

〔発言なし〕

**会 長（石川天王町長）**

ここでは、今考えがまとまらない状況であります。私の感じとしては、この後農業委員の初めての内容説明があります。それで、農業委員と議会議員の定数と任期については密着の不可分の関係もありますので、今日は15号の任期と定数については継続協議ということで、できれば農業委員会の考え等もこの後説明あると思っておりますから、それらも含めて次回あたりには大方の目処をつけたいものだと、こう思っています。昭和の副会長さんと飯田川の副会長さんいかがですか。

**鈴木委員（天王町）**

ちょっといいですか。このくらいの今日は案件が絞られて、前回もまた、このことについては小委員会抜きにして本音で話し合おうというふうな経緯があって今日の会議が開かれていて、

そして私共もそれなりの誠意を持って精一杯発言をしている訳ですが、肝心の議員の皆さんの代表から話がなくてまた継続審議というのはいかがなものか、非常に私は不信感を感じます。飯田川の佐藤議員代表から話がありました。これは、ない訳がない訳ですから、このように傍聴の住民の方々もおる中で、私はこの前の会議ですら十分に意を尽くすということであったので、あのままもうちょっといろいろな議論ができるのかなと、それでなおかつ行き当たりのものがあたり未解決のものがあれば継続するようなことが筋であって、何にも相談しなくて継続というのはいかがなものかと思いますがいかがでしょうか。

**会 長（石川天王町長）**

発言に注釈をつけるわけではないですが、この15号案件で小玉さん、館岡さん、淡路さん、鈴木さんがそれぞれ違うわけです。違いますね。一致した考えがないでしょ。だから、どうしますかということの発言を求めているのです。

**鈴木委員（天王町）**

何を継続するのかということをつからないということです。私の発言内容は。

**会 長（石川天王町長）**

すると、ここで鈴木さんは決着をつけるべきであるという考えですか。

**鈴木委員（天王町）**

いや決着というよりも、いろいろな意見を出し合うのが協議会でしょうという意見です。何が継続されるのか、何が持ち帰って次に協議されるのか、どこへ行って何を協議するのか。

**会 長（石川天王町長）**

任期と定数ですよ。

**鈴木委員（天王町）**

それがどこなのかということです。この会ではないのかということです。以上です。

**会 長（石川天王町長）**

それは、そうです。だから、三者三様の考えがあって、佐藤飯田川の委員からは特例在任は必要であるというようなご意見があって、ほかにありませんかということで、ないようですから、今副会長さんのご意見を聞きたいということでもあります。

**副会長（昭和町長）**

今会長さんから、マイクが渡されました。住民代表の皆さんとしては、新しく発足するから期限なしに特例なしにやったほうが良いのではないかとの方のご意見のように拝聴致しました。合併というものは、それぞれの町村が今新しい屋根の下に住むということですから、しかしながらそれぞれの議論を尽くされており、これからの我々が立てた計画がスムーズに行くであろうか、あるいはまた、どういうものであろうかと心配は十分あるだろうと思います。しかもまた、議員の任期というものもそれぞれ違います。そういう違いもありますので、その辺をどこにどう調整していくのかということが、大変大事な問題ではないかと思えます。例えば、天王さんの場合はこの間選挙が終わったばかりだと、また昭和町の場合は17年に合併してからすぐに選挙がありますし、飯田川町さんはその次と、こういうふうなそれぞれの町を思って取り組んできたひとつの任期があるわけでありますから、その辺の調整が大事だなと思えます。そのために特例があるのではないかというふうにも考えられますので、財政的な面から申しますと、当然のごとく住民代表のご意見は尤もだろうと思えますけれども、その辺の調整を今少し時間をかけるということもまた大事だろうと思えます。ただ、いたずらに時間をかけるのではなく、大体もう1回か2回くらいのところで結

論を出し合うと言うようなことではないのかなというふうに考えます。以上です。

**副会長（飯田川町長）**

只今、会長さんそれから昭和町長の副会長さんからご発言があったように、これは非常に大切なことです。住民の意見も分かりますし、それからまた佐藤正信委員の発言もこれは理解できます。前に、これは小委員会ではなくこの協議会ですべからくもんで同意を得たい提案で、これは皆さん意見の一致を見ているわけでございます。私は、この後農業委員の任期と定数も議論されますし、また節制的にやるよりも、次の次位で何とか結論を出したい、そういう努力をしてもらいたいと感じております。以上です。

**会 長（石川天王町長）**

大体、いま私もそうですが、正副会長の考えは最も大事な課題であります。ただし、いたずらに長引いてもいけないということから、次回、次々回あたりでは、何とか目処をつけたいという3人の考えであります。皆さんいかがでしょうか。

**淡路委員（昭和町）**

昭和の淡路ですが、正副会長さんの方向性には賛成であります。ただ前回、議会議員は民意を代弁する立場であることから少し検討する時間が必要であると、12月19日の日に発言されているわけであります。その件に関して、会長さんを通じて検討されてこられたと思いますので、私の意見として、議員の皆様のご検討されたところの時間は、既に1ヶ月以上経っているわけありますから、そここのところをお聞かせ頂けるように進めて頂けないかということでもあります。方向性としては、正副会長さんの方向でよろしゅうございます。

**会 長（石川天王町長）**

今淡路さんからは、今まで1ヶ月以上経っている。検討の内容をもし、分かったら教えて欲しいということですが、具体的に私には来ていません。

**佐藤委員（飯田川町）**

只今、昭和の淡路委員からご意見ありましたけれども、前回私ももう少し時間が欲しいとお願いをしました。その時の会議の際は、住民の方からはご意見数人の方から出ましたけれども、議会の方からまだ具体的な情報が出なかったわけです。そういう意味で、私の方は今特別委員会を設置しておりますので、帰って報告をしまして先般特別委員会を開催して、うちの方は各議員の意見を賜りました。その際は、いろいろ、1年、1年3ヶ月、1年6ヶ月、2年以内等の意見が出まして、当然、他町の情報を我々も具体的に提供できなかったということもございまして、今日もまたこの状況を踏まえて、持ち帰って慎重に審議したい方向付けしているわけです。そういう意味において、大変住民の皆さんや代表の方々には申し訳ありませんが、我々議員の代表も議会というものがございまして、それらの関係を十分協議しながら、いい方向を見出しながら各町と肩を並べていきたいという意味で、ひとつ再度時間を貸して欲しいとこうお願いしておきたいと思っております。

**会 長（石川天王町長）**

天王の議会代表も昭和の議会代表もそういう意見ですか。それでは、先程両副会長のご意見もありましたが、次回またはその次あたりには目処をつけたいというふうに会長としてお願いしますので、今日はこの15号の件については継続協議とするということで異議ありませんでしょうか。

〔異議なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

それでは、異議がないようでございますので継続協議としたいと思います。

続きまして、協議第16号を上程致しまして、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願いします。

#### **説明者（事務局長補佐 菅原）**

資料の6ページをお願い致します。継続協議となっております、協議第16号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。参考資料とて、9ページに県内の先進地事例を記載してございます。以上でございます。

#### **会 長（石川天王町長）**

前回の協議の中で、まだ、3町の農業委員会の考え方が見えていないと。3町の当事者である農業委員の考え方を提示してほしい旨の要望がありましたので、農業委員会の方から考え方を報告して頂ければありがたいと思います。説明員は、専門部会の農業委員会事務局部会長佐々木博信さんです。

説明者（専門部会：農業委員会事務局部会長佐々木博信）

只今紹介頂きました、昭和町農業委員会の佐々木です。よろしくお願い致します。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてということで、過去2度に亘り専門部会と分科会に基づき、平成15年の8月7日に各3町の農業委員会会長、職務代理者並びに事務局長、事務局と合わせまして12名で農業委員会の調整会議ということでこの件を検討しております。それに基づきまして、資料は10ページになります。最初に、農業委員会の数に関しては1つということで、法律で決まっておりますので、検討の材料とはならないと思います。そして、検討事項の第1番目と致しまして委員の任期についてであります。3町の農業委員会委員の任期は平成17年7月19日で、皆同じであります。全国統一選挙であります平成17年7月19日までと任期のほうは話し合いで調整会議の中では決まっております。2番目の農業委員会の定数、選挙委員であります。法律で30人以内となっております。協議した中では、地区の農家が1,854戸ありまして、秋田県における選挙委員の平均の委員1人当たりの農家数ということで93人で、これで割り出しまして20人以内としております。3番目の選任委員ですけれども、これは法的な規制がありまして、管内には農協が天王町が属する秋田みなみ農協と飯田川町と昭和町が属するあきた湖東農協の2つがありますので、各農協からの推薦が1名ずつで2名です。共済組合に関してはこの地区は秋田地域農業共済組合ということで、これから1名となっております。そして、各旧町の代表者から1名ずつ、これは議会推薦ということで各1名、3名であります。選任委員は合わせて6名ということで案として話し合われております。4番目ですけれども、今日の調整案には載っておりませんが、調整会議の中で選挙区についても話し合われております。そんなに大きい町ではありませんけれども、従来よりも農地面積が大きくなることと農業委員の数も減るということで、地域の農業委員活動がうまくいかないのではないかとということで、当面は1ないし2回に亘っては従来の町村で選挙区を設けたらどうかということでありましたので、この後地域の実情など一通り分かり得た頃に統一した選挙区にしたい考えで、中では話し合われております。その中で、1回かもしくは2回以内の選挙を経て、その後で統一したいと話し合われております。その下の枠で囲まれた3番目ですけれども、選挙区を設置するとなった場合ですけれども、選挙区の委員の定数は平成16年3月31日現在の選挙人名簿の人数で割り振りということで決まっております。説明は以上です。

#### **会 長（石川天王町長）**

只今、3町の農業委員会の会長及び職務代理者、事務局長の調整会議という中で話し合われた内容をご説明頂きましたが、このことについて協議会の委員の中でご意見があればお願いしたいと思

います。

**堀井委員（天王町）**

天王の堀井と申します。前回の会議で農業委員会、いわゆる当事者がどういうふうな調整を行っているのか、それを提示して頂きたいという私の要望した経緯があります。今日、今までの経緯というものを具体的に農業委員会事務局長からご説明を頂きました。おおむね、良いのかなという気もしますが、選挙区と先程会長が申し上げておりますとおり議会等とのからみもあるだろうと思えますから、そう拙速して決めなくてもこれもまた、今日提示を頂きましたのでじっくりと学習をさせて頂いて、次ないしその次に一つの方向を出すとすることで良いと思います。内容については、今説明を受けたばかりですから感想も意見もございません。もう少し時間を貸して頂きたいことを申し上げます。

**会 長（石川天王町長）**

その他にないでしょうか。

〔発言なし〕

**会 長（石川天王町長）**

ないようですので、この件についても只今天王町の堀井委員がおっしゃったように、よく持ち帰って熟読し考えて、次の次あたりには議会の定数と任期と同様に目処をつけたいということで、今日はこの16号については継続協議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔異議なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

それでは、継続協議となりました。

次に、協議第32号公共的団体等の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明を求めます。

**説明者（事務局長補佐 菅原）**

11ページをお願い致します。協議第32号でございます。公共的団体等の取扱いについて、ご説明申し上げます。調整内容は、公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、その統合について調整に努めるものとする。(1)2町以上で共通の団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。(2)統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める、という調整内容でございます。

12ページをお願い致します。こちらの方に主な公共的団体ということで、社会福祉協議会、観光協会、体育協会等々を記載してございます。これらの団体につきましては、その団体事業等々を勘案致しまして、平成17年度までに統合出来るように努める。その統合に一定の期間を要する団体については、将来の統合に向けて調整を行うということでございます。ちなみに社会福祉協議会につきましては、社会福祉法第109条に基づき、今後、統合に向けて、現在法定協議に入っているところでございます。この公共的団体につきましては、13ページの2番目にありますように、地方自治法の第157条におきまして、これらの統合調整をするにあたりまして地方公共団体の長は、指揮・監督することができるということになっております。また3番目にありますように、市町村の合併の特例に関する法律第16条によりまして、合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、その統合整備を図るよう努めなければならないというような規定がございますので、これらの規定によりまして、それらを統合調整するというので、今後団体の意向を把握しながら、それぞれの団体の規模、現在の活動内容等々を考慮致しまして、団体の方と十分な協議を重ねながら統合を

図っていくために、分科会、部会、幹事会等で調整を図っていくということでございます。以上でございます。

#### **会 長（石川天王町長）**

只今、協議第32号の公共的団体等の取扱いについてご説明ありましたけれども、このことについてご意見ご質問をお願いします。

#### **淡路委員（昭和町）**

昭和の淡路です。事務局へ質問ですが、協議32号までできておりますが法定協議会では、調整すべき協議ということが目的であると思っておりますが、各協議案の中に、例えば(1)2町で共通の団体は、できる限り合併時に統合できるように調整に努めると、要するにこの協議会できちんと調整を図るための案の中に調整に努めるといのは、どういう表現なのか読んでますとこの標記の方向性は問題の先送りのような感じを受けてしょうがないのですが、この後33号、34号にも関連することですので、事務局にお尋ねします。

#### **説明者（事務局次長 渡辺）**

只今、公共的団体等の取扱い、その後にも出てまいります、調整に努めるといったような調整内容についてのご質問がございました。公共的団体等の取扱いについての調整に努めるといことでございますが、ここに出てきております団体は天王町、昭和町、飯田川町の行政を直接やっている部門ではなくて、法人格が異なり、法人の場合もございまして任意団体の場合もございまして、直接町の事務を行っている団体ではないわけですので、基本的には観光協会なり体育協会なりが独自に合併の必要性やら実現に向けて統合を進めていくというのが基本でございます。従いまして、町あるいは新市がお手伝いできる部分については統合を進めるにあたってのいろいろなお手伝いとか、そういったことは可能でございますが、直接的には各団体でもって統合に向けて作業を進めていくということでございますので、これについては調整に努めるといことでもまとめさせて頂いております。

この後、いろいろな形で調整という言葉なり、今淡路委員から先送りではないかという形でご質問ございましたけれども、すべて基本的には協議会で決めるような住民に直接関係のある重要な問題につきましては極力、協議会の方で決定して頂くことが基本でございますが、すべて細かい内容につきましては逐一協議会で協議してこの場で決定していくのは非常に難しい部分がございます。従いまして、当面調整の方向性だけをここで協議して頂きまして、細部につきましては具体的な各部門なり新市においていろいろなご意見をお伺いしたり、新市の議会において決定して頂くという形で調整案を作らせて頂くものもございまして、この中で、合併時まで調整するなどの形の調整案もございまして、こういった内容については細部を詰めまして、必要な部分については再度協議会へご報告する場合もございまして、いろいろ決まった内容について住民の方々に広報をはじめ、そういった中でお知らせして、新市において細部についてご報告していくことで考えてございます。基本的には、協議会では重要な方向性なりそういったものを決めて頂くということでご提案させて頂いております。

#### **会 長（石川天王町長）**

淡路委員、いいでしょうか。

#### **淡路委員（昭和町）**

非常にありがとうございます。13ページの参考の一番下のところに、例えば、統合できるように調整に努めるとい表現の部分、その統合整備を図るように努めるとか、調整すべき会議の中

に調整案を出されることをもう少し事務局の方で、今の話でよく分かりましたが、前に進むような表現の方法をして頂きたいと望んでおります。

**堀井委員（天王町）**

基本的に今説明を頂きましてわかった訳ですが、私の考え方を申し述べますが、それぞれ何十項目にわたります。それぞれの町において組織化されておりますが、その目的も違いますから、個性も違います。介入して、無理やり統合していくというものは、私はいかがなものかなと思います。自然発生的に、統合されていくというふうな手法を選ぶほうがむしろ自主性も出てくるだろうし、その足腰の強さにもつながると、まさしく新しい市の姿にふさわしい組織体系が出来上がっていくだろうと思いますから、調整に努めるということを広角的に解釈し、推し進めていくべきであると個人的にではありますが考えます。一つの参考にして頂ければありがたいと思います。

**会 長（石川天王町長）**

他にありませんか。

〔発言なし〕

**会 長（石川天王町長）**

協議第3 2号の公共的団体等の取扱いについては、調整案を原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

それでは、異議なしということで確認致しました。今日の確認月日のご記入をお願い致します。

**会 長（石川天王町長）**

続きまして、協議第3 3号文化振興事業の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明を求めます。

**説明者（事務局長補佐 菅原）**

14ページをお願い致します。協議第3 3号でございます。文化振興事業の取扱いについて、ご説明申し上げます。文化振興事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1.文化祭については、当面、旧町地区の文化祭として残し、新市において統合を検討する。2.文化財保護審議会については、新市において設置する。3.指定文化財については、新市に引き継ぐという調整内容でございます。現在の文化祭は、当面旧町単位で地区文化祭として残し、その後統合を検討するということでございます。文化財保護審議会は、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して建議を行うための組織でございますが、新市において新たに設置致すものでございます。指定文化財につきましては、16ページの指定の方でございますが、国、県の指定文化財は参考に記入しております。町指定文化財については、新市に引き継ぐものであります。以上であります。

**会 長（石川天王町長）**

ご意見を拝聴する前に、県指定文化財にこけ沼は指定になっていないのですか。

**説明者（事務局長補佐 菅原）**

今、会長さんからお話がありましたこけ沼につきましては、自然保護関連でございますので、指定文化財からは外れるということございました。

**会 長（石川天王町長）**

そうですか。それでは、このことについて皆さんのご意見を聞きたいと思います。

〔異議なしの声〕

## 会 長（石川天王町長）

それでは、協議第33号文化振興事業の取扱いについては、原案のとおり決定致しました。確認月日をご記入願います。

次に、協議第34号社会教育関係事業の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明を求めます。

## 説明者（事務局長補佐 菅原）

17ページをお願い致します。協議第34号でございます。社会教育関係事業の取扱いについて、ご説明申し上げます。調整内容は、1.社会教育関係事業の取扱いについては、次のとおり提案する。

社会教育については、社会教育計画に基づき、住民の教育向上及び生活文化の振興のために充実した環境を整備する。(1)社会教育計画については、新市において策定する。(2)社会教育委員及び公民館運営審議会は、新市において設置する。(3)図書館事業については、合併時までに調整する。(4)成人式については、新市において統合し、実施する。(5)各種講座については、新市において調整する。2.社会体育関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。社会体育については、住民がスポーツを通して、心身の健全な育成と体力づくりができるように充実した環境を整備する。(1)現在、各町で行っている各種スポーツ大会については、継続して実施するが、共通する大会で全体で実施したほうが効果的なものは、新市において見直し検討を図る。(2)町民運動会については、当面、旧町地区運動会として残し、その後統合を検討する。(3)体育指導委員は、新市において設置する。(4)各種スポーツ教室及び講習会については、新市において調整するという調整内容でございます。

18ページをお願い致します。最初に社会教育についてでございますが、町づくり、人づくりの基本となります社会教育計画につきましては、新市において策定するという内容でございます。次に、住民の生涯学習に資する社会教育委員、及び公民館の運営及び管理等に関し審議致します公民館運営審議会は、新市において新たに設置致すものでございます。図書館事業につきましては、3町でそれぞれ図書館・図書室という形で設置してございますが、これらを相互に連携し、開館時間、休館日、蔵書の貸出等は、合併時までに調整し、新市において実施していくという内容でございます。

次に19ページをお願い致します。成人式につきましては、現在の実施日は3町とも同一の8月15日です。また、3町とも20歳を迎える年度で行っておりますので、新市において統合し、平成17年度からは統一して開催するという内容でございます。各種講座につきましては、3町それぞれ現況のとおり実施してございます。基本的にはこれらの事業を継承致しまして、新市において統合等につきまして調整していくという内容でございます。

次のページをお願い致します。次に社会体育について説明申し上げます。住民がスポーツを通して、心身の健全な育成と体力づくりが出来るよう充実した環境を整備することに努めるわけですが、現在各町で行っております各種スポーツ大会につきましては、継続して実施致しますが、共通する大会で全体で実施したほうが効果的なものは、新市において見直し検討を図るものであります。町民運動会については、当面、地区運動会として残し、その後新市において統合を検討するという内容でございます。

次の21ページをお願い致します。地域のスポーツの振興に資する体育指導委員は、新市におい

て新たに設置致すものでございます。スポ - ツ教室・講習会につきましては、3町それぞれ現況のとおり実施してございます。基本的にはこれらの事業を継承致しまして、新市において調整していくという内容のことでございます。以上でございます。

**会 長（石川天王町長）**

このことについて、ご意見がありましたらご発言をお願いします。

〔異議なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

それでは、なしという声がありますので、協議第34号については原案のとおり決定致しました。今日の確認月日のご記入をお願い致します。

続きまして、5の次回の開催日についてを議題と致します。

事務局から説明を求めます。

**説明者（事務局長 幸村）**

22ページをお願い致します。次回、開催日についてであります第10回合併協議会の開催日は、2月13日は昭和町農村環境改善センターで開催致します。以上です。

**会 長（石川天王町長）**

予定された次第は終わりました。これをもって本日は終了致したいと思えます。以上をもちまして、第9回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を閉会致します。ご苦労様でした。